第四十五条第一項中「（同表」の下に「の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該法人の第四十二条の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同表」を加え、「第二号の」を「第一号の」に改め、「同表の第一号又は第五号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、」を削り、「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで」に改め、「二十億円を」の下に「、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を」を加え、「十億円又は二十億円」を「二十億円又は十億円」に改め、同項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「新設」を「、新設」に、「限り、同条第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）以外の法人にあつては同表の第四号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合を除く」を「限る」に改め、「当該産業振興機械等が、同表の第一号から第三号までの下欄に掲げる設備を構成するものである場合には」及び「いい、同表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものである場合には当該普通償却限度額の百分の二十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十六）に相当する金額を」を削り、同項の表の第四号を削る。

第四十五条の二第一項から第三項までの規定、第四十六条の二第一項及び第四十七条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「で第四十二条の五第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第四十二条の十二の三第一項」を削り、「第四十二条の十二の五の二第一項」を「第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで」に、「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「規定する減価償却資産」の下に「又は繰延資産」を加え、同条第四項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第五項中「第三十一条第二項」の下に「又は第三十二条第二項」を加える。

第五十二条の三第五項中「耐用年数が」を「耐用年数（繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数を十二で除した数。以下この項において「耐用年数等」という。）が」に、「耐用年数に」を「耐用年数等に」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の五、」及び「、第四十二条の十二の三」を削り、「第四十二条の十二の五の二」を「第四十二条の十二の六、第四十二条の十二の七」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうちに第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額（第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含む。以下この項において「試験研究費の額」という。）が含まれる場合において、その試験研究費の額につき第四十二条の四第一項、第四項又は第七項の規定（第六十八条の九第一項、第四項又は第七項の規定を含む。）の適用を受けたときは、当該減価償却資産又は繰延資産については、前項各号に掲げる規定は、適用しない。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第五十五条の二　第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するもののうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において「経営力向上計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該認定に係る経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第三項第一号において「認定経営力向上計画」という。）に従つて行う同法第二条第十項に規定する事業承継等（同項第八号に掲げる措置に限る。第三項第一号において「事業承継等」という。）として他の法人の株式又は出資（以下この項及び第三項において「株式等」という。）の取得（購入による取得に限る。第三項第一号において同じ。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下この項において「特定株式等」という。）の取得価額が十億円を超える場合を除く。）において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額の百分の七十に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により各特定法人（特定株式等を発行した法人をいう。次項及び第三項において同じ。）別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額（その日において同条第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された当該特定法人に係る同項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちにその積み立てられた事業年度（連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。以下この項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金額については、当該積立事業年度の所得の金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額（当該据置期間経過準備金額が連結中小企業事業再編投資損失準備金の金額に係るものである場合には、当該積立事業年度の連結所得の金額の計算上第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された同項の中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額）に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該据置期間経過準備金額を超える場合には、当該据置期間経過準備金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　中小企業等経営強化法第十八条第二項の規定により同法第十七条第一項の認定が取り消された場合（当該認定に係る認定経営力向上計画に従つて行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。）　その取り消された日における当該特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額